

資料 4

3月26日以降の委員提出資料等

論点提起

～給付拡大の議論と共に、社会保障の生産性を高める議論も並行すべき～

NPO 法人フローレンス代表理事

駒崎弘樹

NPO 法人ファザーリング・ジャパン代表理事

安藤哲也

・これまでの議論では、給付を拡大し、そのための財源として消費税増税を想定していく流れがメインストリームであった

・大少子高齢社会到来を前に、基本的には社会保障を「救う」ことも消費税増税も賛成であるが、わずかな消費税増税だけでは「延命」にはなっても「解決」にはならない

・もちろん大幅な消費税増税をすれば持ちこたえられるかもしれないが、10%を超える増税は政治的に大きな困難を伴う

・社会保障を聖域化せず、生産性を高められる政策案を具体的に検討する議論を機動的に行いたい。本会議で行う時間がなければ、先の意見交換会と同様に与謝野大臣を筆頭とした別会を作り、そこでの議論を全体報告書に反映する形でも可能

・例えば、本論提起者が専門とする保育・子育て分野については、都市部の待機児童対策を大規模認可保育所で行おうとしている。しかし都市部に認可園を作れる土地は少ない。ならば小規模園を解禁することで、より低コストでかつ機動的に待機児童対策が行える

※待機児童の8割は都市部に集中し、0～2歳児が8割。つまり園庭や大規模施設が必要な年齢でもなければ、多数作れるエリアでもない。

・また、2.6兆円を費やす子ども手当に関して「単に現金をばらまくのでは待機児童は解消できない」という批判に対して、保育所や子育て支援サービスに活用できる用途限定の「国民保育券」にすることで、既存の社会福祉協議会や自治体負担の認可外保育所等向けの機関補助を節減できる。

・このように社会保障において税金を節減しながらも、より国民の利便性を高め、質を高めていける方法は存在する。その議論を同時並行的に行うことで、一方的に膨れ上がる社会保障費に歯止めをかけ、子どもや孫達にツケを払わせない体質へと転換していく機会としたい

平成 23 年 3 月 12 日
生水 裕美 委員 資料

● 包括的支援の必要なケース

・ 相談者 親戚

兄夫婦が、同居する長男から年金を取り上げられて介護サービスも受けられない。長男は解雇され自宅に引きこもってお酒を飲み、借金があるらしく親の年金で返済しているようだ。税金等も滞納ある。長男の妻は暴力を受けているらしいが少し障がいがあるかもしれない。乳児もいるので養育が心配。弁護士に相談するが長男自ら借金整理の相談に来なければどうしようもないという。

親への対応

- ・ 地域包括支援センター 経済虐待事案として対応→高齢者訪問をする
→危険があれば、施設に一時入所し非難措置をする
- ・ 高齢福祉課 介護サービスの検討
- ・ 社会福祉協議会 権利擁護事業の金銭管理サービスの活用を検討、
→年金を預かってもらい息子からの経済虐待を防止する

乳児への対応

- ・ 健康推進課 保健師が乳児健診訪問をする

長男の妻への対応

- ・ 子ども家庭課 家庭児童相談員が乳児健診の保健師と同行訪問
→DV の危険があれば、乳児と共にシェルターに非難措置をする
- ・ 障がい者自立支援課 発達支援センター 障がい福祉サービスの検討

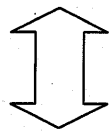
長男への対応

- ・ 健康推進課 保健師がこころのケアを担当→医療機関に連携
- ・ 断酒会 アルコール依存症のフォロー
- ・ 市民生活相談室 多重債務相談の解決支援
→法律家に繋ぐ
- ・ 弁護士、司法書士 債務整理受任
- ・ 商工観光課 就労支援を担当
→ハローワークの職業訓練等の支援含む
- ・ 地域NPO団体 精神障がい者等のサロン事業の活用
- ・ 納税推進室 納税相談の呼び出しで相談に繋ぐきっかけ作り

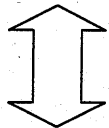
- 包括的支援とは、「市役所・地域の総合力」で相談者の発見から問題解決の支援を連携して行うこと。
- 問題の早期発見と早期対応により重篤なケースを防ぎ、結果的に社会保障費の抑制につながる。
- 一つの部署や機関では問題解決はできず行政・地域による「つながり」が必要。それには情報交流が重要となる。
- 連携の仕組みを構築する事で社会的包摂が可能となる。
- 現場にもっとも必要なもの 「マンパワーの育成と充実」

何か困ったことがあれば市役所に相談しよう！！

行政への信頼感



社会保障制度への安心感



税金負担への理解

社会保障集中検討会議 3月5日の議論を受けて

赤石千衣子

「子ども・子育て 支援」前田委員

ひとり親家庭にはネグレクトの形で、虐待が多く出現する可能性が高いといわれています。これは、貧困の要因もからみ、仕事がなく、様々な困難を抱えやすいということがあると思われます。

横浜市の取組を見ると、ひとり親に特化したものを提供するよりも、大きな子ども支援・子育て支援の網をかけていき、そうしたひとり親に多く出現する結果となっている虐待なども防止するというような考え方だと思われますが、特にひとり親に限定した取組があれば教えていただきたい。また、児童扶養手当の窓口が、もう少し受給者にとって相談できる場になる可能性を探ることはできないだろうか。大阪の事例を見ても、最初は児童扶養手当の申請に行っているということがあります。（しかし、所得証明を持ってこいという対応で、次に行かなかった）

「貧困・格差」湯浅委員

1 について

男性性社員片働きモデルの限界については同意見である。この点について、どうしても社会の主流を握っている人が、正社員・専業主婦を妻にする人が多いことが限界になっていると思われる。排除されている人々の参加と包摂を進めていきたい。

2 所得再分配機能の強化、年収 300 万円未満世帯の負担増にならない税・社会保険料の設計、あるいは所得税の累進性の回復（1990 年レベル）、法人税・贈与税・相続税等についても、税と社会保障の検討の中に入るべきだろう。

鈴木晶子（特定非営利活動法人ユースポート横濱理事）委員

提出資料

※資料 横浜市調査季報（vol.167 2010.10）より抜粋

②人生前半（子ども・若者）の社会保障を支える伴走的支援

1 はじめに

困難な課題を複合的に抱えながら、社会に居場所がどこにもなく、つらい日々を送っている子どもや若者たちが増えている。例えば、経済的に困窮しているうえに、ネグレクトで不登校状態にある子どもたちや、本人に発達障害や精神疾患の疑いがあるにも関わらず、親も精神疾患であるため家族の支援が受けられない無業の若者などのケースである。

困窮の子どもや若者たちが

抱える課題がどれだけ深刻で、これまでの公共的支援の仕組みでは対応できなくなっているという点については、学校教育や区福祉保健センター、児童相談所や若者就労支援等の各々の現場で、子どもや若者たちと日々接している者ならば、肌で感じているはずだ。国もこのような状況を打開するために、困難を抱える子どもや若者たちを包括的に支援するための法律として、今年の4月に「子ども・若者育成支援推進法」を制定した。さらに7月には、この法律に

基づいて、これからの時代の子ども・若者支援の方向性をより具体的に示すものとして「子ども・若者ビジョン」を発表している。

しかし、これらの法律やビジョンを使いこなせる知恵や人材は、自治体の現場や地域社会の中にこそある。国がどのような美しいビジョンを描いたとしても、地域の現場で日々、子どもや若者たちと向き合っている自治体職員やNPOのスタッフ、そして、何よりも地域住民からそっぽを向かれてしまったとしたら、

文字通り、絵に描いた「モチ」となる。

本稿の目的は、困難な課題を複合的に抱える子どもや若者たちに対して、どのような支援方法が有効なのか、また社会全体としていかなるセーフティネットを築いていくかということについて、現場の支援者の目線で、検討・検証し、提言することにある。

2 困難を抱える若者に対する伴走的支援

執筆

こども青少年局に関わる
区局・関係団体による横
断執筆チーム

① 複合的な困難を抱える若者に 対する伴走的支援の必要性

現在、若者支援の現場では、複合的な困難を抱えて生きてきた若者が多く訪れるようになっており、例えば、よこはま若者サポートステーション（以下、「よこはまサポステ」と略す。）における利用者の抱える背景は表1のとおりである。なお、そのうち、複数の背景を抱える若者は全体の67%に及ぶ状況となっている。

こうした若者の支援を考える際、重要なのが長期的・多角的視点である。住居のない若者が就労支援の現場に来た場合、短期的に見れば住み込みの仕事を勧め、就職させることが支援の成果を上げる早道である。しかし、住居のない状態に至るまでには何らかの背景があり、複合的な困難を抱えるがゆえに、住む家や職を失っているケースが多い。例えば平成22年5月17日付朝日新聞によれば、東京都心のホームレスの34%が程度から軽度の知的障害を持ち、41%に精神疾患が見られたという専門家らの調査結果が報じられている。このような複合的な困難を抱える若者を支援するにあたっては、若者の生い立ちに沿って、なぜ働けない状態になったのかというところを、解き明かす必要がある。

その上で若者の将来を長期的な視点で見据え、就労、福祉、医療、教育などの個別領域を横断する包括的な支援プログラムを組み立てて行かなければならない。そうでなければ、例え一時的に就労し、支援を終結したとしても、いつまた回転ドア式に支援窓口に戻ってくるか分からないということになる。

それでは、支援する側にとりどのような条件を整えば、このような包括的な支援プログラムの提供が可能になるのだろうか。私達は、基本的に以下の2点がポイントであると考える。

(ア)民間と行政という枠組みを超えた支援に関わる関係団体・関係機関相互の領域横断的な連携。

(イ)専門性を持ちながらも、一人ひとりの若者の抱える困難さや個別のニーズに寄り添う支援者（サポーター）の存在である。

ここでは、この2つの条件を兼ね備える支援方法や仕組みを「伴走的支援」と呼ぶことにしよう。以下では、困難を抱える若者に対する「伴走的支援」の具体的な有り様を検討・検証するため、

- (ア)泉区保護課とよこはまサポステの連携事例
- (イ)戸塚高校定時制と若者支援団体K2インターナショナル

の連携事例 について、それぞれ紹介する。

② 泉区保護課とよこはま若者 サポートステーションの連 携事例

(1) 泉区の生活保護世帯の若者支援の現状

泉区においても近年、10代後半から30代の若年の生活保護受給者が増えている。特に目立つのは、誰の眼から見ても就労が容易ではないと考えられる若年者（世帯）の存在である。このような就労困難な若年者（世帯）の属性は、泉区においては、概ね3つのタイプに分類できる。すなわち

- (ア)いちよう団地を中心とした外国籍の若者。言葉の問題があり、現状の雇用情勢では就労に結びつきにくい。
- (イ)若年の母子世帯。幼少の子どもを持つ場合、休日出勤ができず、雇用されにくい。
- (ウ)精神疾患の疑いがあると考えられる若年者。医療機関の受診歴はないが、メンタルに何らかの課題がある人、適切な人間関係が保てず、すぐに仕事をやめてしまう傾向がある。

これまで、生活保護のケースワーカー（以下、「CW」と略す。）も、このように就労に複合的な困難を抱える若

者に対する自立支援の必要性は感じていたが、効果的な支援は進まなかった。その理由としては、CWだけの支援では限界があったこと、どこに相談をすればよいのか、どこに支援を仰げばよいのかなどアプローチの仕方が分からなかったことが考えられる。このような反省を踏まえて、泉区保護課とよこはまサポステの連携による生活保護世帯の若者への就労支援のための取組が始まった。

(2) 「おでかけサポステ」概要 と取組を通じた連携

よこはまサポステと泉区保護課の連携では、平成21年7月から約4か月の準備期間を経て、11月から泉区役所において、「おでかけサポステ」として就労支援セミナーを実施した。その総括として、セミナーよりも個別相談で話しをする方がより出席しやすく、その後サポステへとつながりやすい、という点が挙げられた。

以上から、平成22年度は、内容を個別相談会とし、7月から実施している。7月は若者3名の相談とCWからの相談が1件、8月は若者2名、若者の家族1名、CWからの相談が1件という相談状況である。また個別相談会のあり方やケース検討の目的で、泉

表1 よこはま若者サポートステーション利用者の抱える背景

背景カテゴリー		
1	対人関係の問題（孤立・トラブル等）	179件
2	精神疾患・障害がある	109件
3	ひきこもりの経験がある	102件
4	移行期（受験や就職活動時）のつまづき	75件
5	発達障害・知的障害（疑いを含む）	71件
6	不登校	59件
7	学校でのいじめ	43件
8	身体障害・身体疾患	21件
9	労働問題（過重労働・職場でのいじめ等）	20件
10	貧困	19件
11	虐待	15件

(N=327 平成22年7月利用者)

区保護課のCWとサポステス
スタッフ、こども青少年局青少
年育成課の3者で定期的に会
議を行っている。

こうした「おでかけサポス
テ」での連携を通じ、保護課
のCWや就労支援専門員が同
行し、よこはまサポステに直
接来所する生活保護世帯の若
者の数も増加傾向にある。

これは、両機関の担当者レ
ベルで自然な連携体制が確立
されたことを意味する。ここ
から、従来サポステの支援が
届きにくかった生活保護世帯
の若者へのアプローチが可能
となっている。一方で泉区保
護課においては、ケース検討
会議などを通じ、CW自身が
サポステを含めた社会資源の
活用方法が分かり、今後同様
のケースが出てきた場合、ど
この機関につながれば良いか
をすぐに判断できるようにな
った。

■支援事例紹介(34歳・女性)

中学時代より1週間に2、
3日しか登校できず、そのま
ま卒業。その後は、家にひき
こもる状態になった。よこは
まサポステへは、担当、CW
と一緒に来所する。緊張が強
くほとんど目を合わせず、下
を向いて質問されたことだけ
に答えていた。本人曰く「ワ
ーカースさんに勧められたので、
行ってみようかなあと思った」。

自ら現状の生活を変えたいと
いう意志は感じられなかった
が、すぐに就労というより、
ひきこもり状態からの脱出を
目指し相談を行うこととした。
初来所より半年は相談を続
け少しずつ変化は見られるも
の、よこはまサポステのプ
ログラム参加を勧めてみても
困ったように下を向くだけだ
った。しかし、この間もよこは
まサポステと保護課両者によ
る粘り強い関わりを続けた。
具体的には担当、CWが直接
本人と話す機会を作り、サポ
ステスタッフと担当CWが支
援の方針や進捗の共有を必要
に応じて行った。

こうした関わりを続け「将
来的に自分で働いてお金を得
たい」と話すようになった。
さらに、CWの勧めにより、
泉区で開催される「おでかけ
サポステ」のセミナーに参加、
続いて本人の希望で「学び直
し」等サポステ内のプログラ
ムにも複数取り組んだ。コミュ
ニケーションにも改善が見ら
れた。現在は「ジョブトレ
ニング」に行くことを自ら目
標とし、そこに向けて自信を
つけることを当面の課題とし
ている。

③戸塚高校校定時制と若者支援 団体K2インターナシヨ ナルの連携事例

(1)戸塚高校校定時制の現状
定時制高校というところ、かつて
は、日中、汗水流して仕事を
して、夕方過ぎから勉強しに
行くところというイメージが
あった。しかし、現在の定時
制高校では正社員として働い
ている勤労青少年はほとんど
いない。戸塚高校校定時制では
過去4年間で1人だけである。

8、9割は現役で全日制高校
に入らなかった、「普通の教
室」の中からはみ出した子ど
もたちである。中学時代に不
登校だった生徒や様々な困難
を抱えながら通う生徒も多く、
退学者も多い。一方で、経済
的に困窮していて、アルバイト
収入で家計を支えながら通
学している生徒も多い。その
ため、4年生になってもアル
バイトに忙しく就職活動がで
きない生徒もいる。また、困
難を抱えた生徒は、現状では
卒業後に社会生活に適応する
ことが難しいため、進路に向
き合えないまま卒業をむかえ
てしまうケースも多い。

従って、進路決定率は良く
なく、卒業後はフリーターや
無業の若者になる生徒も多い。
学校としても、生徒の職業意
識を高めるため、「横浜マイ
スター」の美容師や調理師を
講師に呼ぶなどキャリア教育
に力を入れ、生徒が少しでも
多くの職業や社会人に触れる
機会を作っているが、学校だ

けでの取組には限界がある。
そこで、若者の自立支援には
実績のあるK2インターナシヨ
ナル(以下「K2」と略す)と
連携し、生徒の進路選択支
援を始めることとした。

(2)戸塚高校校定時制とK2との 連携事業について

K2が戸塚高校校定時制の支
援に関わり出したのは、平成
19年からである。先生達との
意見交換をしながら、生徒達
への支援のあり方を探った。
21年11月からは週に1回、相
談スタッフが学校を訪問し、
生徒たちが卒業後に社会で孤
立しないように相談支援や情
報提供をしている。さらに、
生活指導担当、進路指導担当、
養護教諭など様々な立場の教
員とK2スタッフが支援にあ
たっての意見交換会を実施。
個々の生徒に対する進路方針
の共有化を図った。また保護
者と連絡を取り、可能な場合
は面談を行っている。

なお、支援は学校内にとど
まらず、K2の研修室でビジ
ネスマナーや履歴書作成など
のセミナーを実施。よこはま
南部ユースプラザなど横浜市
の若者自立支援機関につなげ
ているケースもある。

平成21年度からは、横浜会
議の仕組みを活用し、専門の
研究者と共に、ヒアリングな
どを通じて、生徒の抱えてい

る困難な課題についての詳細な実態分析を行い、支援方法やプログラムに反映している。

■支援事例紹介（19歳・女性）
小学校・中学校とも不登校
ぎみで特別支援学級に在籍したとのこと。

いじめもあり、どちらの学校での記憶にも良いイメージはなく、今の友達にも特別支援学級にいたことは知られたいくないし、知られるのが怖いと訴えていた。

保健室の先生との関係が良好なことや、関わる先生達の理解ある対応にはしつかりと感謝の反応を示す社会性は身につけているように感じた。

ただ、長女であるという自覚からの「甘えてはいけないのでは・・・」という縛りが強い反面、母親に甘えたいという感情を抑えることができず混乱していた。また家事などをしていく様子はなく、生活スキルが身につけているかは疑問視せざるを得なかった。金銭面での執着はないが、栄養摂取についても食事管理ができていない環境のようであった。

毎回、ゆつくりと時間をかけて不安の吐き出し作業と現実確認作業、そして少し先の目標（希望）づくりを心がけ、安心できる人間関係を作ることに重点をおいた。

卒業試験までの間は毎週カウンセリングを行い、先生との振り返りを行った。

高校卒業後、よこはま南部ユースプラザにて本人の希望を入れつつ、個別支援プランを作成、それに基づいて通所した。また、よこはま型若者自立塾「ジョブキャンプ」へ参加すると共に、ジョブキャンプ参加後は合宿型基金訓練に参加し、生活スキルを身につけ、メンタルサポートを受けながら求職活動もしつつ自立への段階を経ていくことで、家族とも支援方針が一致。現在は、K2が経営する食堂で、本格的な職業実習中。

④まとめ

最後に「泉区保護課とよこはまサポステ」、「戸塚高校定時制とK2」の二つの取組事例を検証する中で浮かび上がった「伴走的支援」を展開するにあたっての課題と方向性を、以下に簡単にまとめておこう。

(ア)「伴走的支援」は、支援機関が複合的な困難層を単独で支援することの限界を悟る所から始まる。利用者の抱える困難さが複合的で多様である以上、それに対応する支援メニューも多様で包摂的である必要がある。そのためには、個々の機関で利用者を抱え込

んでしまうのではなく、自らには無い支援リソースを持つ他の機関に対して積極的に連携を働きかけて行く必要がある。

(イ)従って「伴行者」に求められる資質も、支援者としてのミッションに溺れ、個人の力量を過信し、利用者へのめり込むといった類のものでは無いことは明らかである。利用者の課題やニーズを見極めると共に、所属する団体機関の支援方針に従って中長期的な「個別支援計画」を組み立てていく能力、そして計画に従って関係する機関・団体を調整していく能力が求められる。

(ウ)最後に、支援事例が示すように、複合的な困難を抱える若者に対する支援は、一朝一夕に結果がでるものではないということである。行きつ戻りつしながらも、利用者が一歩一歩、自立に向けた階段を上って行くことを可能にする粘り強い、息の長い支援が求められる。

3 困難を抱える子ども達に対する伴走的支援

① 複合的な困難を抱える子ども達——児童虐待を例にして

「若者支援の現場」のスタッフの間では、「もっと早くこの人（利用者）に出会いたかった」という話をよく聞く。困

難を抱える若者の場合、20代後半～30代と年齢を重ねるにつれ、支援が難しくなり、長期化する傾向があるからだ。

また、若者が困難を抱えるに至った経緯を見ると不登校や虐待など小・中学生の時期にその要因があるケースも多い。しかも、思春期の段階で、既に複数の困難な課題を背負われ、押しつぶされそうになっている子ども達も多いのだ。

例えば、本市としても喫緊の対応が求められている児童虐待を例に取って考えてみよう。一言で「児童虐待」といっても、その要因は様々だ。例えば、保護者の社会的孤立や経済的困窮が要因として挙げられるケースもあれば、当事者である子どもの不登校やそれによる学習の遅れ、発達障害が誘因の一つとなつて、保護者の養育に対する焦燥感や拒否感を招き寄せ、虐待につながってしまうケースもある。

すなわち「虐待」の背景には、子どもとその家族を取り巻く複合的な困難な課題が存在している場合が多いのである。

また虐待を通じて子どもたちが、社会生活を営む上で更なる困難な状況に陥ってしまうケースも多い。虐待を受けることで、知的発達や情緒面（集中力やおちつき）のなさ、強迫的行動）に影響が出たり、自傷や対人関係の障害等に結

びついてしまう事もあると言われている。さらに、学校や地域に居場所を失ったり、居場所がない、と感じ、問題行動や非行につながっていくというケースもある。虐待という不幸な家族関係が引き金となって、子ども達の人生に様々な困難が続いていくのである。

② 求められる新たな支援の仕組みづくり

このように考えると、児童虐待への対応という政策課題一つとっても、「虐待事件」という形で顕れた深刻な個別ケースに焦点を当てたその対策を考えるだけでは、十分な効果を挙げる事ができないということが理解できる。求められるのは、「モグラ叩き」のような個別対応ではなく、潜在的に虐待につながるようなリスクや課題を抱える子ども達も含めて、彼らの抱える複合的な困難さを社会全体で包括的に解いていく仕組みづくりではないだろうか。

当然のことだが、困難を抱える子ども達に対する包括的な支援の仕組みを、児童相談所や児童養護施設などの専門機関のみで形作るのは不可能と言える。例えば、潜在的なリスクを抱えた子ども達への虐待などを未然に防ぐという視点から、日常的に見守り、

フォローするセーフティネットを子ども達の暮らしに身近な地域社会に形成していく必要がある。併せて、養育環境が脆弱な子ども達に對してきめ細やかな生活・学習支援を行うなど、一人ひとりの子ども達の状況に応じて自立を支援する伴走的な取組を展開することが大切になる。

このように、困難を抱える子ども達に對する地域レベルでのセーフティネットの形成と個別的、伴走的な取組の両方のメニューを兼ね備えたものとして、こども青少年局が、神奈川、南、泉、瀬谷の4区との共同で、平成22年10月からパイロット事業として開始したのが、「困難を抱える小中学生のための生活・学習支援事業」である。

以下にこのモデル事業の内容を紹介する中で、今の時代の困難を抱える子ども達に對する包括的な支援の仕組みづくりについて考えてみよう。

③ 困難を抱える小中学生のための生活・学習支援事業の展開

本事業は、モデル区（地域）にゆかりのある青少年育成や教育支援に取り組む団体（NPO、社会福祉法人、学校法人等）を事業主体とし、様々な理由で困難を抱える子ども達

達（主に小学校高学年～中学生）に對して社会全体で包括的な支援の仕組みを創ることとを目的とした事業である。事業の財源としては「県ふるさと雇用再生特別基金市町村補助事業」を活用している。本事業の特徴は次の3点である。

- ① 支援の対象となる子ども達の属性を限定せず、不登校やひとり親家庭、生活保護世帯、外国籍などを含め、困難を抱えている小・中学生を遍く対象としていること。

- ② 学習支援に軸足を置きながら、地域の学校や青少年の居場所への支援者の派遣と区域、地域レベルでの支援人材や団体、社会資源のネットワーク形成とを併せて実施するなど複合的なアプローチを展開していること。

- ③ モデル区（地域）の課題や資源に応じて、支援体制や方法、メニューが多様でユニークであること。

支援の対象となる子ども達の属性をあえて限定しなかったのは、「生活保護世帯」とか「ひとり親家庭」など、これまでも行政の支援の対象となっていた層の周辺にこそ、一言で定義することができない複合的で複雑な「困難さ」を抱える子ども達が増えているのであり、彼らに對する支援のアプローチが急務だからである。

学習支援に力点を置くのは、今の社会において、個人の人生における所得水準や失業や貧困の陥るリスク、あるいは社会的ステータス等にもっとも影響も持つのは、その人の受けた教育ないし学歴であるからだ。製造業の空洞化や雇用形態の流動化によって、中卒や高校中退で、世の中を渡って行くことがますます難しくなっている。貧困の連鎖を防ぎ、子ども達が自立して生きて行く上での進路を切り開くものとして学習支援は欠かせない。一方で養育環境が脆弱な子ども達に對して朝食を提供するなど基本的な生活支援を行ったり、場合によっては、子ども達の家庭（保護者）への福祉・医療的な支援も必要になることが想定される。

このように複合的な支援を伴走的に行うためには、多様な支援主体や社会資源のネットワーク化が必須となる。

さらに、大都市・横浜の地域の多様性と子ども達の抱える困難さの複雑性を考慮すると、全市一律の仕様や規格で事業を実施することはナンセンスである。むしろ子ども達の暮らしに身近な区行政が地域社会の固有の事情に応じて、どれだけ柔軟な支援サービスを現場目線で展開することできるのか、この事業の成否を分けるポイントとなる。

その点を意識しながら、モデル区ごとにどのような事業体制で、いかなる支援サービスを実施しようとしているのかを、以下に概説してみよう。

神奈川県の事業主体は、同区にある「神奈川大学」である。大学内に事務局を設置し、その上で区内の小中学校や青少年の地域活動拠点などに教職をめざす学生をボランティアとして派遣する。子ども達に対する伴走的な支援の機会を、学生にとっても貴重な学びや社会体験の場として位置づけ、一石二鳥を狙っている。また中国など各国からの留学生が、外国につながる子ども達への伴走的支援も行う。これも事業主体が大学であるがゆえのアドバンテージである。

泉区の実業主体は、「社会福祉法人杜の会」である。同区にある児童養護施設「杜の郷」を拠点として、近隣にある「岡津ふれあいセンター」を借り上げ、地域の民生委員などの協力を仰ぎ、困難を抱える小中学生の生活・学習支援を行なう「ふれあい塾」を運営する。「杜の郷」は、今年度中に困難を抱える子ども達に対する相談と一時預かりを行う「横浜型児童家庭支援センター」の機能も兼ねる予定であり、多様な機能を持つ

新しい社会的養護のあり方を提示するモデルケースとなる筈だ。

瀬谷区では、「特定非営利活動法人ワークスわくわく」が区内の戸建ての民家を賃借し、子ども達が合宿型で「白いご飯を炊いて食べる」体験や個別学習支援を行うための拠点として「生活塾・竹村の丘」を開設する。「わくわく」は地域に根ざして高齢者のデイケアや障害児の居場所づくりを行っている団体でもある。従って、子ども達だけでなく障害者や高齢者なども含めて社会的に排除されがちなあらゆる困難層を包摂するセーフティネットを、NPOが展開する市民事業的な手法で地域社会に再構築する可能性を探ることも、瀬谷区でこの事業を実施する際の重要なテーマとなる。

南区の実業主体は「特定非営利活動法人市民セクターよこはま」である。南区では子ども達の学習・生活支援を担う区内外の様々な主体が結集するプラットフォーム（中間支援組織）を区の青少年地域活動拠点を軸としながら形成することが、モデル事業を実施する上での最重点課題となっている。不登校や児童虐待の発生率、ひとり親家庭や生活保護世帯、外国につながる子どもなど困難を抱える子ども

達の比率が全般的に高い南区においては、様々な支援主体が、それぞれの得意分野の力を持ち寄ること、子ども達に対する包括的な支援を可能にする体制づくりが、何よりも求められるからだ。

4—さいごに

困難を抱える子どもや若者たちを支援するために「領域横断的」であることの最初のきっかけは、国の法制度が命じるからということではなく、この原稿で語られてきたように現場の支援機関や団体の切実な問題意識から発せられるべきものである。

一つひとつの現場の支援者が、一人ひとりの子どもや若者が抱える様々な困難さに、どこまでも誠実に寄り添い続けるがゆえに、やむにやまれず自らの領域を踏み越えてしまった結果として、それは有るべきだと思う。「伴走的支援」の実践とは本来そういう性格のものだ。

その上で、このような現場の実践を、背後から支えるための社会的仕組みを形成していくことが自治体の政策・事業セクションの役割であろう。必要に応じて財源を確保したり、国に対してあるべき法制度の確立を要望・提言したりすることを含めてである。

当事者目線に立った実践や政策形成とは本来、このような現場からの協働のプロセスによって為されるべきであり、それは子どもや若者の分野だけでなく、本市のあらゆる政策課題に通底する原則ではないだろうか。

こども青少年局に関わる区局・関係団体による横断執筆チーム

よこはま若者サポートステーション

施設長 鈴木 晶子

キャリアサポート事業部統括

保坂公美子

キャリアサポート事業部

小宮扶美江

泉区保護課保護係

神坂 省二

湘南・横浜若者サポートステーション
統括コーディネーター

岩本 真実

戸塚高校定時制教諭

桃澤 一彦

こども青少年局

西部児童相談所支援係長

吉沢 賢治

こども家庭課児童虐待防止担当係長

袴田 一範

こども家庭課児童養護向上支援係長

柴山 一彦

青少年育成課担当係長

関口 昌幸

企画調整課担当係長

鎌倉 京子

平成23年3月5日社会保障改革集中検討会議に おける前田正子氏の報告へのコメント

特定非営利活動法人ユースポート横濱 理事
有吉(鈴木) 晶子

1. 子ども若者の一貫した支援は重要

日本有数である横浜の若者支援は雇用部署ではなく、子ども青少年局だから実現している

- 当法人は横浜で若者就労支援を実際に行っている。横浜市は全国より若者支援のモデルとして多くの視察を受け入れている。
- その実現は雇用部署ではなく、子ども若者問題について総合的なサービスも担う「子ども青少年局」というコンセプトの部署だから実現している

一方で、青少年に割かれる予算は多くなく、規模としては360万都市の横浜でサービスが行き渡るには不十分。

- 常に支援機関はパンク状態。
- 地方も財政が非常に厳しい背景の中、予算を増やすことが困難な状況

2. 個別的課題

- 以下の重要課題について、発表の中で触れられておらず前田氏に考えをお伺いしたかった。

子どもの教育格差

- 教育委員会との連携等、教育問題にどうとりくむべきなのか？

障害を持つ青少年への施策

- 障害児童については施策があるが、障害青少年については不足の状況。どのように考えるか？

子ども若者支援に携わる人材の育成

- 今年度横浜市内で保育サービスの充実を図ることに取り組んだところ、保育士の数が足りない等の問題が起こっている。
- 若者支援も同様で、人材が不足している
- こうした人材の育成と身分保障について、どのように考えるか？

平成23年3月5日社会保障改革集中検討会議に おける湯浅誠氏の報告へのコメント

特定非営利活動法人ユースポート横濱 理事
有吉(鈴木) 晶子

概略

湯浅氏の報告を受けて、以下の2点が若年者支援分野から重要と感じた点である。

1. 現役世代への社会保障の重要性

- 若者の疲弊、若年世代の力の衰退は現場で日々感じる現実である。国が現役世代への社会保障を行わないということは、日本の将来に責任を持たないと言っているに等しい。

2. 全ての国民の「参加と包摂」

- 若年者、障害者、女性等現在労働市場から排除され、地域社会にも参加しにくい人々の「参加と包摂」を実現することが必要。そのために本格的な第2のセーフティネットの確立と、中間的労働の場の形成を含めた雇用政策の見直しが必要。
- 「第2のセーフティネット」は現行の求職者支援制度だけでは不足であり、就労から距離のある層への就労、住宅、生活支援、一人一人に合わせてリソースを活用する個別支援が必要と思われる。湯浅氏の言う「“本格的な”第2のセーフティ・ネット」の詳細について伺いたかった。

1. 現役世代への社会保障の重要性

若年者から見た労働と社会保障の問題点

- 国が企業を支援し、企業業績が上がることによって間接的に現役世代の国民の社会生活が保障される時代は既に終焉を迎えている。
- 企業業績の上昇は現役世代(特に若年労働者)の年収アップにはつながらない。
- 若年者は給与が年功序列式に上昇しないことを前提として認識している。
- 特に非正規雇用者の雇用・生活の不安定さは、如実に現役世代への保障の薄さを物語っている。
 - ※震災後、既に契約打ち切り等が生じ始め喫緊の課題になることが予測される。しかも、「被災地支援優先」の中、苦しいことを訴える声を上げにくい状況が生じている。
- こうした社会保障の薄さが、未婚率を高め、少子化を加速させていることは明白。
- 少子高齢化による社会保障の世代間格差の認識も広がっており、労働、社会保障の問題が相まって世代間対立を生む状況となっている。

明確な按分率を定めなければ現役層の負担増への理解は得られない

- 目に見える形で、目標値を定め、限られた財源の中で負担を全世代で分かち合う説明が必要。
- 若年世代への社会保障を厚くしなければ、今後の国力の衰退は明らか。

2. 全ての国民への「参加と包摂」

労働市場から排除される者の増加

- 若年労働市場の厳しさ。
- 女性の社会参加の改善の不足。
- 既存3障害の雇用の進まなさ。
- 発達障害等、その特性が労働市場から排除される要因になる新たな社会的障壁に苦しむ若者の増加。
- 増加するうつ病等精神疾患罹患者が、回復した後の再就職の難しさ。

労働市場から排除された途端に生活が立ち行かないすべり台式社会

第2のセーフティネットと中間的労働の場を含めた新たな雇用施策が必要

- 今後も労働市場から排除される層は一定層出現する。
- 一般労働市場に入る手前の訓練的な施策として「中間労働」の創出が重要。
- 湯浅氏の言う「ワーク・ライフ・ウェルフェアバランス」は重要と考える。詳細をご説明いただいたかった。

社会保障集中検討会議 3月5日 「子ども・子育て支援」前田正子委員の意見について

NPO 法人わははネット 理事長 中橋恵美子

■子ども・子育て家庭を、社会全体でしっかりと支える仕組みづくりを。

→全ての「子どもの育ち」と「子育てをしている家庭」を支援するための地域の子育て支援が行える仕組みづくりが必要だ。

前田委員の意見「保育だけでは子育ての問題は解決しない。あらゆる子育て支援を乳幼児から青年期まで必要である」という意見に賛同である。

前田委員の説明資料（資料2：地域で子育てしやすい環境の整備）中ほどの赤い囲みの部分（相談と交流）は、地域や、家庭の構成、母親の就労等に関わらず、まさに「全ての子育て家庭」に必要な支援である。

（前田委員資料1 「育児・子育てに不安のある世代約6割」からも分かるとおり、これは横浜だけでなく地方でも同様に、現在子育てをポジティブにとらえるよりも「不安、不安」ととらえる人の方が多く、それが少子化につながっているものと感じており、そのネガティブイメージを払しょくすることが必要であり、そのためにも生まれた時から全ての子どもと家庭を支える仕組みが必要である。）

前田委員の説明で、この赤い囲みの部分は「予防的支援」として重要である、との説明があった。この「相談と交流」については母親の就労の有無など、子育て中の家庭のライフスタイルに関わらず、どのような家庭においても必要な支援であり、子育てのスタート期に「相談できる」「地域に自分たちを理解してくれる居場所がある」ことは、子育ての安心感、肯定感につながるものであり、地域で子育てしていく土台になる部分であると考えます。

前田委員の資料3から見てとれるように子育て支援の予算が「保育関係」「現金給付」に重点をおかれているようであるが、個別に現金配布する子ども手当や、保育ニーズに応える施策を充実させることで一定の成果もあることも現場で感じるが、しかし、一方で、特に私たち地方都市で子育て支援をしているものとしても、子育ての現場で感じていることは、現金支給や保育サポートだけでは解決できない、子育ての悩みを抱える家庭や子育てが不安だと漏らす家庭が非常に多く、子どもを産んだ（身ごもった）時から、親子が拠り所となる人のつながりや様々な支援につないでいくことができる社会の仕組みが必要である。

このたびの東日本大震災で、被災地以外の地域子育て支援の拠点を担っている施設にも、通常以上の多くの子育て家庭が集っている。特に保育園等に通っていない在宅子育て家庭は、どこにも所属がなく、家庭内の親子シェルターでいると非常に不安で暮らせない、何かあった時に自分たちの存在自体を認識してくれている人がいないので不安だ。という言葉が漏らす家庭も多い。

被災した地域（仙台市内の子育て支援施設「のびすく仙台」など）でも、暖房が入らない中でも、多くの家庭が震災後に拠り所として終日、地域子育て支援拠点施設で過ごしていると聞く。また幼い子どもを連れた被災家族が、地域を離れて移転していく時に、わざわざ地域子育て拠点に立ち寄り挨拶をして行っている、という話も聞く。幼稚園保育園等に通っていない（どこにも所属していない）子育て家庭が、自分たちの居場所として子育て支援拠点を拠り所になっている。そこがあることで安心してこ

その地域で子育てができていた、ということが分かる。

私の住む香川県では、地域子育て支援の拠点は乳幼児の子育て家庭の支援のみならず、地域の高齢者や高校生、大学生なども集う場になっているケースもある。そこでは子どもと関わることで高齢者が元気になったり、あるいは地域の様々な人たちの交流拠点としての意味が生まれたりしている。地域の特性を生かして子育てを核に居場所づくり、相談の場づくりを進めること。が、現金支給等だけではカバーできていない子育ての不安負担感の払しょくとして子育てをしていることの肯定感や自信へとつながってきていることを強く感じる。

こうした乳幼児期からの全ての、子どもの育ちと子育て支援をするための居場所や相談の拠点が必要不可欠であり、どの地域に行っても「ここがあるから子育てが前向きにできる」という拠点づくりを、しっかりとした政府の仕組みとして位置付けていただきたい。

【赤石委員】

◆ひとり親に限定した取組があれば教えていただきたい。

■児童扶養手当申請の際に

横浜市の場合、社会福祉職を採用し、区役所に配置しています。「相談窓口」とは名付けていませんが、児童扶養手当の更新を担当するのはこの社会福祉職であり単なる申請に終わらず、特に虐待のリスクのある人は必ず気をつけて見るようにしています。(特に虐待のハイリスクの人の担当は児童相談所ですが、それ以下のリスクの人は区役所が担当しています)

今、課題なのは、むしろ児童相談所が把握・対応している虐待のハイリスクの人の対応・情報交換の連携が区役所と児童相談所でうまくとれていないことです。

虐待対応ということではありませんが、母子家庭等就業・自立支援センターを中心に、就労相談・職業紹介(職業紹介事業の許可をとっています)、生活相談・法律相談等を実施するとともに、就労に向けたスキル獲得のための訓練事業等(国事業)を実施しています。

支援が就労に偏っている感は否めず、生活全般を見渡し支援するという仕組みの構築が必要です。

以下、いくつか横浜市で取り組んでいるひとり親家庭対象の事業をあげておきます。

■日常生活支援事業

就職活動や家族の病気などにより、一時的に家事・育児に困っている母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に、家庭生活支援員を派遣し、日常生活をお手伝いします。

【対象】・母子及び寡婦福祉法第6条に定める母子家庭の母及び寡婦

・父子家庭の父(「父子家庭」は、上記「母子家庭」の規定に準じます。)

■養育費取決め等の法律相談

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方を対象に、女性弁護士による養育費の取決め等の無料法律相談を行います。(月3回。予約制)

■日常生活や仕事などの電話相談

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方の日常生活や仕事のことなどについて、相談に応じます。ひとり親家庭のお子様からの相談もお受けします。(横浜市母子家庭等就業・自立支援センター)

受付時間：9:00～20:30(月～金)

■母子家庭等就労支援事業

母子家庭の母及び父子家庭の父(原則、児童扶養手当受給者)の就労相談に応じます。就労支援員が、一人ひとりに合わせた就労支援計画を作成し、きめ細やかに求職活動を支

援します。

■母子家庭自立支援教育訓練給付金事業

適職に就くために必要な技能や資格を取得するため、指定された教育訓練講座を受講した場合、受講前に申請された方に費用の2割相当額（上限10万円）を支給します。（所得制限があります。）

■母子家庭高等技能訓練促進費等事業

看護師等の経済的自立に効果的な資格を2年以上就業して取得しようとしている場合に、訓練促進費や入学支援修了一時金を支給して、生活の負担軽減を図ります。（所得制限があります。）

《平成23年度修業開始者まで》

修業期間の全期間について訓練促進費が支給されるため、修業を開始した日から申請が可能です。また、支給額は、月額141,000円（課税世帯は月額70,500円）です。

【対 象】母子及び寡婦福祉法第6条に定める母子家庭の母で、下記「詳細」にある対象条件を満たす方

【有吉委員】

◆子どもの教育格差・・・教育委員会との連携等、教育問題にどうとりくむべきなのか？

子どもの教育格差の問題は、背景に貧困や虐待あるいは疾病・障害など生活全般にわたる困難さがあり、福祉的分野との密接な連携が必要です。横浜市では、こども青少年局が困難を抱える小・中学生への生活・学習支援やメンタル面でのサポート、子どもたちを包括的に支援する仕組みづくりに取り組んでいます。実のところ、教育委員会の所管する学校教育の場においての福祉との連携はなかなか難しく、学校外での場で、福祉的視点での教育支援・学力保障や生活相談を行っています。

以下、横浜市中で実施している事業でそれぞれの区が区内の資源を活用しています。



(1) 神奈川区

①事業主体：学校法人 神奈川大学

②事業概要：「神大・ユースサポート・プロジェクト（JYSP）」として専従のコーディネーター及び補佐する運営委員からなる事務局を大学内に設置し、区内の小・中学校や青少年の地域活動拠点などに教職をめざす学生ボランティアを派遣します。学生にとっても、小・中学生や教員・地域の大人たちと接する「学び」の場となります。また留学生による外国につながる子どもたちの支援も行います。

(2) 南 区

①事業主体：特定非営利活動法人 市民セクターよこはま

②事業体制：区の青少年地域活動拠点（フリースペースみなみ・横浜青年館）を軸にして南区の「青少年支援プラットフォーム」を構築します。関連する機関・団体と連携しながら、困難を抱える子どもたちを孤立化させない仕組みをつくります。
また南区の特徴でもある外国につながる子どもたちへの生活・学習支援のネットワーク形成にも取り組みます。

(3) 泉 区

①事業主体：社会福祉法人 杜の会

②事業概要：地域に開かれた児童養護施設を目指す「杜の郷」を運営する社会福祉法人「杜の会」が運営主体となり、町内会が管理する「岡津ふれあいセンター」を「ふれあい塾」として利用し、小・中学生の生活・学習支援を行います。支援にあたっては地域の民生委員・児童委員などの協力を仰ぐほか、教育支援事業を行うNPO法人との連携も予定しています。

(4) 瀬谷区

①事業主体：特定非営利活動法人 ワーカーズわくわく

②事業概要：瀬谷区の地域に根ざして高齢者・障害者の在宅介護や障害児の居場所づくりを行っている「ワーカーズわくわく」が、困難を抱える子どもたちを支援するために、区内の小中学校や青少年育成関連の団体とのネットワークを形成します。
さらに、区内の民家を借上げ、様々な生活体験ができる場を開設し、子どもたちの生活体験・学習支援や子育て家庭への相談支援・生活支援を行います。

◆障害児童については施策があるが、障害青少年については不足の状況。どのように考えるか？

就学前の障害児施策に比べ、学齢期以降の障害児施策は不足している感があります。これは、国の施策についても、地方の施策についても共通の課題です。

この中で横浜市では、学齢児中心の児童デイサービス（8か所）を実施するほか、独自事業として放課後や長期休業時の「障害児の居場所」を設置しています。（19か所）

また、発達障害児への支援として、療育センター等の専門スタッフが小学校を訪問し、技術的支援も行っています。

学齢後期（思春期）の支援は横浜でも遅れていて、成人期を迎えたときに円滑に自立生活に移行ができるよう、小児療育相談センター・リハビリテーションセンターの2か所で、中学校期以降の障害児の診療・相談・関係機関の調整等を行っているが、まだまだ足りません。

横浜サポートステーションなどデータでは、背景に発達障害等がある利用者も少なくなく、思春期の障害児支援に取り組む必要性が明らかになっています。

◆若者支援も同様で、人材が不足している・・・こうした人材の育成と身分保障について、どのように考えるか

福祉的業務を担うのは以前は行政と社会福祉法人であったが、昨今はNPOを始めとする市民団体から企業まで多様化してきました。間口は広がりましたが、人材が不足しており、活動が思うように広がらないという状況がみられます。

人材不足の要因一つは、低賃金・重労働であったり将来の保証もない不安定な身分であったりします。この分野はボランティアの精神に支えられてきた経緯があり、「金のためではない、人のため」も良いが、使命感だけではバーンアウトしてしまうおそれがあります。

結果として、なり手はすくなくなり、一度職についても離職するというケースが増えてしまいます。これでは、経験・ノウハウは蓄積されなくなってしまいます。

福祉人材に対する所得保障・身分保障は大きな課題ですが、昨年度からモデル事業として国がはじめた、パーソナルサポート事業はこの部分に踏み込んだ点で評価しています。

(パーソナルサポーターの年収を300～600万円として制度設計)

しかし、新しい社会的ニーズに対応して生み出されてきた福祉的分野に働く人々を身分保障するには、多大な財源が必要です。「善意に頼って安く人を雇っている」と批判を受けても、それを改善する財源は地方自治体にはありません。どう財源を確保するかという解決策がない限り、この問題は解決されません。

ちなみに保育士の場合は、免許はあるものの働いていない潜在保育士向けの講座を開き、保育園とマッチング業務を行っていますが、これは大変盛況です。

団 体	主な意見等
日本医師会	・「すべての国民が同じ医療を受けられる制度」「すべての国民が支払い能力に応じて公平な負担をする制度」「将来にわたって持続可能性のある制度」という基本理念のもと、公的医療保険制度は全国一本化（制度としてひとつに統合すること）すべきである。 ・公的医療保険制度の全国一本化は、次の４段階の道筋で進めるべきである。 ① 高齢者医療制度も含めた医療保険制度全体の方向性の検討 ② 地域保険の創設と職域保険の段階的統合 ③ 職域保険の完全統合 ④ 全国一本化（2025 年を目標） ・患者一部負担は諸外国に比べ高く、受診抑制が起きていることを懸念。患者一部負担割合については、原則として一般２割・高齢者１割としつつ、低所得者の一部負担割合は軽減することとすべきである。また、小児（中学校卒業まで）は無料とし、高額療養費の上限についても、財政影響を勘案しつつ、できる限り引き下げるべきである。 ・被用者保険の保険料率は、保険者間の大きな格差があり、その格差を是正し、保険料率を公平化すべき。 ・医療保険料には一定の上限があるが、支払い能力に応じた公平な負担の観点から、その上限を引き上げるべきである。 ・消費税込は、高齢者３経費に充てることとされているが、現在も不足。消費税率をかなり引上げない限り、不足分は埋まらないが、不足にどのような財源を充てるのが、また、年金、医療、介護に対して、それぞれどのように消費税込を配分していくのかについて、国民的合意を得る必要がある。仮に消費税率を引き上げる場合、引き上げ分の増収額はすべて国分とすべきではないかと考えている。ただし、地方分権化の流れの中で、社会保障において国と地方がどのような役割を担うのかもあわせて検討する必要がある。 ・消費税が目的税化された場合、消費税込の枠内に社会保障給付費を収めるべきということにならないか懸念している。 ・社会保険診療が消費税非課税であるために、医療機関に深刻な消費税負担が生じており、その解消が必要である。 ・混合診療の全面解禁は、反対。現在も、「評価療養」と「選定療養」は保険診療との併用が認められており、この点で、混合診療は一部解禁されている。この機動性を高めることで国民の要望に応えることは可能である。 ・医療法人と他の法人の役職員との兼任を認める方向は、医療法人の非営利原則を崩すものであり、危機感がある。慎重に検討すべき。 ・保険免責制は、軽度かどうかは本人にはわからないし、医療保険の給付範囲を縮小するものとなるので、反対。 ・今は専門診療科が増え、一人が処方される薬の量も多くなるが、医師と薬剤師が同じ組織体であれば、その量を減らすことは可能であり、医薬分業以前はそれができていた。制度的なところで、医療費の合理化は検討できる。

日本歯科医師会	・税の徴収と再分配としての社会保障は、近代国民国家の統治システムの基盤である。特に、資本主義社会において価格は市場で決定される大原則の中、医療の価格は国家が一元的に決定しており、その意味合いを理解することが、医療の大事さを理解することにつながる。 ・日本は経済力に比べ医療費水準は低く、その水準を上げることが必要。医療給付費への税投入割合を拡充して、医療保険財政の安定化を図るべきである。 ・口腔機能の維持増進によって、低栄養状態の改善、誤嚥性肺炎の防止ができ、QOLを高め、有病者・要介護者の生活を守ることができる。 ・「看取りの歯科医療」を確立し、生まれてから死ぬまで歯科医師が関与する仕組みを構築すべき。 ・歯を早く失うと早く亡くなり、歯が多く残っている方が長生きする傾向。咀嚼機能の喪失は、身体的健康悪化に寄与する。歯を残し、食べられることが、健康寿命を延ばす要因となる。8020達成で一人でも多くの元気な高齢者を。 ・国民医療費に比べ、歯科医療費は伸びていない。技術評価が低いことがその要因だが、高齢者の健康をどう守るのかという観点から、歯科の技術評価を位置づけるべき。 ・国民に適切な医療・介護を効率的に提供するため、全身と口腔の関連(医科と歯科の連携)を視野に入れた医療・介護提供体制を示す。 ・適切な給付を享受するためには、すべての国民が応分な負担を分け合うことが必要であり、国民全体で医療・介護の仕組みを支える認識を醸成する必要がある。社会保障の「苦しみを分かち合う」という精神の核を国民が共有する国柄を作ることが求められる。 ・歯周病などは早期に見つけないと治療が困難になり、かえって医療費の増加を招く。保険免責制は、反対。 ・番号制度については、医療関係者や国民の間で議論が進んでいないと思う。丁寧な説明をお願いしたい。
日本薬剤師会	・少子高齢社会の進展に伴い、社会保障制度の整備は不可欠であり、とりわけ生命関連の医療保険制度の堅持は国民にとって最重要事項である。 ・高齢者の増加による医療費などの社会保障費の増加は避けられない事実であり、やみくもな抑制策は合理的でない。 ・全ての国民が公平に負担をしつつ、高齢化の進行とそれに見合う財源の確保が必要である。 ・将来的にも安定した社会保障財源の確保が必要。少子高齢社会に対応するため、景気の動向による影響が相対的に低く、国民が広く薄く負担する税方式で財源を確保し、その財源は社会保障費のみに投入すべきである。 ・増加する社会保障費に対し、国庫負担の関与(補助率など)を高め、安定した社会保障制度を構築することが必要である。 ・必要な領域へ適切に医療が提供されるよう、保険医療給付の効率化や重点化を図りつつ、評価項目の適切な見直しを促進すべきである。 ・現行の評価療養、選定療養の積極的な活用を図るべきである。 ・医療・介護・福祉等を総合的に捉えて、給付と負担の在り方を踏まえ、より広域な地域の枠組みの構築を図るべきである。 ・改革にあたっては、給付と負担の公平性と、妥当性が確保された社会保障制度の設計が必要である。 ・薬剤師による管理指導により、飲み残し薬剤費が改善されるなどしており、薬剤師をはじめ、医療従事者の有効活用が重要。 ・外来患者は、いくつかの病院に掛かると、薬のコントロールができない。院外処方一人の薬剤師にまとめれば、必要な薬の整理はできる。かかりつけ薬局を推進したい。また、病院や地域の医療機関で薬剤師をチームの一員と位置づけてくれば、薬の管理は進む。

※意見交換会に提出された資料及び発言・質疑応答をもとに、事務局で作成。